

平成 29 年 9 月 25 日

関係者 各位

一般社団法人 日本専門医機構

総合診療専門研修プログラムにおける一次審査結果につきまして（お知らせ）

この度、「総合診療専門研修プログラム」の一次審査を行いました。一次審査を通過された、「基幹施設（プログラム名）」を掲載いたします。

機構理事会の決定に基づき、一次審査基準につきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

◇理事会決定に基づく一次審査基準

1. 単独で内科は12カ月以上、総診Ⅰは6か月以上、総診Ⅱは6か月以上、小児科は3か月以上、救急は3か月以上を研修として満たすもの。但し、平成30年まで、その他の領域は総診Ⅱの一部とする。
2. 地域医療に配慮するため、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡においては12カ月以上、他の都道府県においては6か月以上のへき地・過疎地域、離島、被災地、医療資源の乏しい地域での研修を条件とし優先する。
3. へき地・過疎地域とは、総務省の指定する過疎地域、厚生労働省国民健康保険課の指定するへき地、都道府県が指定するへき地とする。
4. 平成の合併によって過疎地域を合併した市町村は当面の間は過疎地域とする。但し、県庁所在市は除く。
5. 離島とは原則として離島振興法に指定されたものとするが、自治体・医師会の意見を参考として機構が定める。
6. 被災地とは、災害によって甚大な被害を受けて医療資源が減少し、現在も復旧していない地域を、自治体・医師会の意見を参考にして、機構が定める。
7. 医療資源の乏しい地域とは、自治体・医師会の意見を参考として、例外的に機構が定める。